

アメリカ連邦権力と人権問題

——人種共学措置に寄せて——

今 津 晃

【要約】 公立学校における人種別学制度の撤廃は、教育を含めて国民統合の必要という見地からも、第二次大戦後アメリカの重要な政策課題となった。だが歴史的に、教育問題进行处理する権限と責任は州政府に委ねられてきたため、連邦権力の介入は憲法論争をよび込んで、南部諸州による大規模なレジスタンス行動を喚起した。連邦権力の旗手として連邦司法部は、南部側が盾とした「州介入」論理を打破したが、人種共学が円滑には進まない状況に対し、ジョンソン政権期には連邦の三権を挙げて共学実施へと突っ走る。しかし、北東部や中西部などの大都市圏では人種関係が複雑な様相を呈し、教育上のアフーマティブ・アクション自体が七〇年代中頃から退潮に入って、往年の旗手最高裁も姿勢の変更へと向かう。アフーマティブ・アクションを逆差別と見なした白人マジョリティの主張が、政治に反映したといえようか。世界の主要国で八〇年代は政策が右寄りにシフトされた時代だったが、アメリカでもレーガン・ブッシュと続く保守路線の中で、全市民の人権問題が切実に問われている。平等保証が憲法で保障され、人種差別主義が法的に消滅していながら、依然として根強い社会慣習上の偏見をいかに打破すべきかが課題なのである。

史林 七五巻四号 一九九二年七月

はじめに 二重信号の連邦憲法

1 連邦協約の論理

今世紀のアメリカ合衆国において、例えば州際高速道路システムが概して連邦政府と州政府の協同によって創設された

重要なケースとするなら、逆に非白人やエスニック・グループの人権問題は、両レベルの政府間に緊張をもたらした重大なケースだといえよう。公立学校での人種共学問題は、こうした緊張を端的に示す。ただし合衆国憲法には教育についての言及はなく、歴史的に教育問題を処理する権限と責任は州政府に委任されてきたが、第二次大戦後アメリカの世界的地位の変化に応じて、人権的見地からも、また教育を含めた国民統合の必要からも、連邦政府による公立学校制度への介入が顕著となったからである。こうした介入が政府間関係をどう揺さぶったのか。この問題にアプローチするには、まず合衆国憲法の再訪が必要とされよう。

合衆国憲法には州への保障条項や制限条項がいくつかあるし、また連邦政府と州政府との権限について不明瞭ともいえるべき条項がいくつかあった。

主権在民を謳った前文を除いて、主権ないし優位を默示した唯一の文言ともいえるべき「優位条項」(第六条二項)について。「この憲法、これに準拠して制定される合衆国の法律、および、合衆国の権限によりすでに締結されまたは将来締結されるすべての条約は、国の最高法規である。また、これによってすべての州の裁判官は、州憲法または州法の中にこれらに反する規定がある場合でも、これらに拘束される」。つまり合法的権限の枠内では、連邦政府の権限が最高だと明言されているが、はたして連邦政府の行動は合法の枠内にとどまりうるのか。そうでない場合にはどのような措置が取られるべきか、が問題として残された。

さらに、州および人民の留保権限に言及した憲法修正第一〇条も、権限の割り当てをめぐる連邦—州間の不一致に作用した。この修正条項はただ明白な事柄を述べているだけなのか。つまり連邦政府に割り当てられていない権限は、それが禁止されていない限り州または人民のものなのか。連邦政府に委任された権限は厳格に解釈されるべきか、または広義に解釈されてよいのか、等々の疑問であった。元の合衆国憲法や憲法修正にこうした不明瞭さがみられ、それゆえに種々の疑問が生じ、疑問がしばしば連邦—州政府間関係の争いへと進んだのは歴史的事実である。

もともと連邦—州間の紛争に対しては、連邦最高裁がしばしば解決に乗りだしたり、時には州が最終の調停者として行動したことがあった。後者の最も重要な事例の一つとしては、建国初期、外人法・治安法に対するケンタッキーおよびバージニア両決議が挙げられる。そして両決議で明示されたのが、連邦法実施拒否（Nullification）と州介入（Interposition）のドクトリンであった。前者は、連邦政府が合衆国憲法を侵害したため州は当該政府の行為を無効と宣言することができる、とし、後者のドクトリンは、州がその主権を連邦政府と人民との間に介入させることができるとした。すなわち、州は連邦政府による憲法違反の政策の実施を妨げることができる、という論理である。^①

さてケンタッキー決議の起草者ジェファソンはまず、合衆国憲法が諸州間の協約だと言明し、連邦議会が州の諸権利を侵害したと非難するとともに、同様の決議を採択して当議会に提出するよう他州にも呼びかけた。彼が提案したのは以下の点である。諸州は、連邦議会が憲法で委任されていない権限を行使した場合、その行為を拒否する権限をみずから留保しているのだ、と。バージニア決議の起草者マディソンの論調は、ジェファソン以上に強硬といえた。連邦政府の権限の厳格な解釈を含めて、合衆国憲法が作られた諸原則に対する「どの違反をも監視し反対する」ことが諸州の義務なのだ、と。マディソンにとっても、合衆国憲法は「諸州を当事者とする協約」であって、当事者として諸州は「悪の増大を抑えるために、また自己がもつ権威、権利および自由をそれぞれの州域内で維持するために、介入する権利をもち、また義務を負う」べきであった^②。憲法で与えられた市民の権利、なかんずく言論の自由と出版の自由を守ろうとした両名の心情が汲み取られよう。

以上ジェファソンやマディソンの立論からも分かるように、連邦法実施拒否および州介入両ドクトリンの骨格をなしていたのが、連邦は協約の所産だとする論理であった。この論理は合衆国憲法を諸州間の協約文書だとし、連邦政府をそれぞれ別個・独立の国家として行動する諸州の代理者だとした。それはさらに次のように展開した。各州はそれぞれ主権を保有する以上、当然連邦政府の行動に審判を下す権利があり、憲法違反と判断した場合には当該政府を無視または転覆さ

せる権利を有する、と。バージニアとケンタッキー両決議は、連邦立法に対する州の違憲審査要求だったのである。外人法・治安法は結局期限切れとなったため、この再審査問題は不明確のまま南北戦争に持ち込まれ、さらに戦後の再建期にまで尾を引くことになる。カルフーンにとって、独立一三州個々の主権はもともと不可譲かつ不可分であり、それゆえ合衆国憲法は各州が完全に主権者であるところの、諸州間の協約以外の何ものでもなかった。^③

2 不滅の連邦—州という文脈の中で

長く尾を引いた連邦法違憲審査問題にいちおうの決着をつけたのが、再建期の連邦最高裁判決 (Texas v. White, 1869) であった。本件は旧南部連合に属したテキサス州の財務行為が合憲かどうかを問うたもので、連邦の本質にかかわる戦後最初の重要な訴訟事件といえる。最高裁の代表意見はざっと次のようにまとめられる。連邦は一七八一年施行の連合規約ですでに永続的だと宣言されており、合衆国憲法は連邦を「もっと完全」にするため制定されたものである。テキサス州の連邦復帰を認めた連邦法は協約以上のものであって、最終的な意義をもち、革命によるか、または諸州の同意による以外には再審査も取り消しも許されない。だが連邦の「永続性と不可分離性」は、諸州各個の明確な存続ないし諸州における自治の権利の喪失を意味するものではない。州の保持および州政治の維持は、連邦の保持および連邦政府の維持と同様、合衆国憲法の中で設計され留意されていた、と。^④ 最高裁長官チェイス (Salmon P. Chase 長官在任一八六四—七三) によれば、合衆国憲法は「その条項すべてにおいて、不滅の州からなる不滅の連邦を目ざす」のであった。州は連邦を離脱する権利はないと断定されたわけだが、ここに、州が連邦政府の行動の究極的裁判官だとする主張は必然的に葬り去られたのである。

この小論において立ち入る余裕はないが、^⑤ 二重連邦制論に代わる協同的連邦制論の普及とともに、連邦は協約の所産だとする論理への批判には久しいものがある。通説となっているアメリカ建国期の憲政論は大体次のようであろう。

元の二三州は独立のための闘争中、一つの統一されたグループとして自己の存在を示し、諸外国から一つの国として承認されたのであり、一三別べつの国としてではなかった。そのうえ後統の三七州も、独立の諸国家として機能したことはない。それらは連邦政府によって創られたのである。なるほど連邦協約論は、連合規約の下では何らかの有効性をもっていた。州議會は連合規約を起草するために代表を送り、審議結果を承認し、その代表が審議結果を批准するのを認可した。ほとんどの州議會は連合會議への代表を選び、かつ代表をいつでも召還することができた。さらに、代表たちはその選出州から俸給を受けたのであり、連合政府からではなかった。しかも連合規約下の連合政府には、課税、陸軍の徵募、通商規制などの権限がなかった。必要な場合には「默示的に」権限を拡大できるという、合衆国憲法にみられた默示的権限インプライド・パワーも連合規約にはない。こうした連合規約の欠陥を補った合衆国憲法は、より強力な全国政府をもたらしとともに、連邦協約の論理とは相容れない数多くの特徴をもっていた。(i)人口を基準に割り当てられ、投票者によって議員が選出される連邦下院——権威の根源は人民にあることを示す。(ii)連邦議會は直接人民に適用する法律の作成権限を与えられる。(iii)連合規約と違って、合衆国憲法は人民を代表する憲法會議で承認され、連邦議會議員は連邦政府から俸給を受け、彼らを選出した州政府によって召還されるべきものでもない。(iv)さらに合衆国憲法には、「国の最高の法」という規定がなされている。以上を総合すれば、合衆国憲法を貫いていたのは全国人民が主権者だとする原則であり、国家統治の権限は究極において人民にあり、人民が直接に連邦政府を創ったということであった。

だが今日広く認められているように、合衆国憲法は直接的な人民主権を照射するうえで首尾一貫していたわけではない。(i)各州は州人口にかかわらずなく、連邦上院議席に対して同等の投票権をもったし、(ii)その連邦上院議員の選出も、元の合衆国憲法では州議會で行われるよう規定されており、一般投票者によってではない。(iii)また合衆国憲法修正の承認も、人口にかかわらずなく州によって行われるのであり、(iv)州が合衆国憲法修正を求めるメカニズムも、人口にかかわらずなくどの州をも同等に数える仕組みになっていた。以上の諸規定は、人民が国家の権威の究極的根源であるものの、人民に権威を

与えるのは州を通路としてであったことを示している。合衆国憲法が混成信号を発した文書とされる所以であり、連邦政府と州政府との役割をめぐる間断ない論争の起点となったのであった。

このように今世紀までに、連邦協約の論理は批判に追いやられていたし、それを支えた連邦法実施拒否および州介入の両ドクトリンも、一九世紀に使い尽されたメカニズムとして葬り去られていた。しかしながら、無用の論理というこの通念は必ずしも十全ではなかった。第二次大戦をへた後でも、アラバマ州議会は両ドクトリンが生き残っていたか、あるいは蘇生したことを証明した。

〔両院賛成の、アラバマ州議会による決議（一九五〇年）〕

……人種分離を基準に公立学校その他の公共施設を保持する権限を州は放棄すると言明した適切な憲法修正が、合衆国憲法第五条に従って、州に付託され、アラバマ州と全国政府間の争点が解決されるまで、アラバマ議会は、公立学校での人種分離に関する合衆国最高裁判所の判決および命令を、当然無効と宣言する。またアラバマ議会は、この州がそれを守る義務がないのを当然として、すべての人に宣言する。さらにわれわれは固い意志をもって、名譽かつ合憲的に、われわれに役立つあらゆる適切な方策を講じ、われわれの権利に対するこの不法侵害を撤回させ、裁判官立法をとした全国政府による、あらゆる州の留保権限に対しての更なる侵害を防止すべく、姉妹諸州に迅速で慎重な努力を勧告するものである。^⑥

ブラウン判決が出る数年前のことであった。人種差別撤廃にかかわる共学問題が、アメリカ史上、連邦—州関係のいかに根深い緊張と抗争を反映したかを物語っている。

① Parris N. Glendening and Mavis Mann Reeves, *Pragmatic Federalism* (1984), pp. 55-57. もっとも両ドクトリンは厳密に区別すべきものではなかったし、また南部諸州に固有の論理でもない。一八二二年の戦争のさき、マサチューセッツ州が州介入ドクトリンを採択したのはこの一例。

② William Anderson, *The Nation and the States, Rivals or*

Partners ? (Reprinted in 1974), Chap. 7, *The States' Rights Deviation*. 明石紀雄『シエフマンと『ケンタッキー決議』』『同志社アメリカ研究』6（一九七三）三—一七ページ。

③ Anderson, *Ibid.*, p. 123.

④ 7 Wallace 700, at 725-726.

⑤ フレミナ連邦制理論 *フレイナ dual federalism, cooperative*

federalism, pragmatic federalism, noncentralized federalism, nation-centered federalism など幾種類もの類型が論議されてきたが、「最も基本的な理論上の転換は dual federalism から cooperative federalism へであった」(Tony Freyer, "Federalism" in Jack P.

Greene, ed., *Encyclopedia of American Political History*, II, 1984, p. 562.) とするものが妥当と思われる。

⑧ Alabama Legislature Act, No. 42, February 2, 1950. Quoted in Glendening and Reeves, *op. cit.*, p. 57.

一 挑戦されたブラウン判決

1 州介入決議

周知のように連邦最高裁のブラウン事件判決は、Ⅰ（一九五四年）とⅡ（一九五五年）からなる。前者は、半世紀以上も前に作られた「別べつだが平等」ドクトリンをくつがえすため、公立学校での別学を「もともとと不平等」であって憲法修正第一四条の平等条項に違反するとし、その制度が黒人に社会的劣等感を植えつけ、彼らの知的・心理的発達を妨げるとの判断を示したものである。後者は、前者に即して「可及的速やかに」（ないしは「慎重な速度で」）別学を解消するよう、州の学校区教育委員会に求めた判決をいう。^①ブラウン判決は人種共学のみならず、広くアメリカ社会全体における人種関係変革への動きに拍車をかけたが、本判決については藤倉皓一郎氏ほかの解説があり、また森田幸夫氏による邦訳『ウォーレン回想録』もあるので、立ち入ることを控えたい。問題は、この判決が南部諸州にどのようなインパクトを与えたかである。

ブラウン判決は首都ワシントン、ボルティモア、ルイビルなどアパー・サウスの若干の都市では直ちに受け入れられ、二、三年で、メイソン・ディクソン線以南三〇〇〇ほどの学校区のうち約七〇〇が共学を支持した。^②だが、旧南部連合諸州ではそうはいかなかった。判決Ⅱ後一〇ヵ月に及ぶ不安と討議の時期をへて、一九五六年三月一日、南部選出国会議員の大半（一〇一名）が署名して国会に提出した宣言文「立憲的諸原理の宣言」は、南部側の決意のほどを示している。この宣

言文はノース・カロライナ州選出の民主党連邦上院議員アービン(Sam. J. Ervin)によって起草され、一般に「南部宣言」^{サザンニーマニフェスト}として知られるが、上院では旧南部連合議員二名中の一九名が(テネシー選出議員は署名を拒否し、上院多数派リーダーのリンドン・B・ジョーンソンは署名を求められなかった)、下院では南部議員一〇六名中の八二名が署名した(アラバマ、アーカンソー、ジョージア、ルイジアナ、ミシシッピ、サウス・カロライナ、バージニア諸州からの全代表が含まれる)。^③「南部宣言」はブラウン判決を「司法権の明白な乱用」だと非難し、これに反抗するため、あらゆる「合法的手段」^{ロイヤル・ミーンズ}を取ることを明示した文書である。^④

このようにして、バージニア選出の連邦上院議員バード(Harry F. Byrd)が呼称し提唱した「マッシュ・レジスタンス」(Massive Resistance)の幕が切って落とされることとなる。そしてこれに弾みをつけたのが、旧南部連合諸州による州介入決議の採択であった。まず「南部宣言」直前のバージニアを先頭に、アラバマ、ジョージア、ミシシッピ、サウス・カロライナ、アーカンソー、ルイジアナ、フロリダの諸州議会がこの決議を可決し、翌年にはテネシーと再度フロリダで採択された(五七年、アラバマの場合は連邦法実施拒否決議)。一年余りで、旧南部連合一一州のうち九州までが州介入決議を採択したわけであり、テキサスでは採択寸前の状況にまで進んだ。^⑤すでにふれたごとく、州介入ドクトリンこそ建国期から南北戦争にかけて、連邦権力に対する州権力の理論的武器となったものである。

けだし旧南部連合諸州の州介入決議は、合衆国憲法が諸州間の協約だとする論理を再確認し、一七九八年のケンタッキーおよびバージニア両決議や一八三二年サウス・カロライナの連邦法実施拒否条例を援用しつつ、州側が連邦最高裁判決の有効性に挑戦する権利があると主張した点で一致していた。すなわち、連邦を形成するにあたって州が連邦政府に譲渡したのは、合衆国憲法の中に列挙された若干の権限にすぎず、公教育をはじめ他のすべての権限は州に所屬する。憲法修正第一〇条が州の留保権限を謳ったのは、憲法に列挙されていないすべての権限が州(および州人民)のものだと受け取ることができる。なるほど修正第一四条の批准で連邦政府の権限は拡大したが、それとても連邦の性格を変えたわけではな

いし、人種別べつの施設を必要とする州側の権利を制限するものでもなかった。そのように公立学校への通学は、南北戦争以前からずっと州の規制権限下に置かれてきた機能であり、連邦最高裁によっても一貫して承認されてきたところである。ところが今や最高裁は、ブラウン事件で「別べつだが平等」ドクトリンに終止符を打つ判決を下すことにより、法の解釈者という本来の性格から「法の制定」者へと逸脱してしまった。国民全体に適用する法律を起草し制定しうるのは連邦議会であり、連邦議会が法制定を通じて効力を与えた場合にのみ、最高裁判決は社会一般に通用するのだからして、ブラウン判決は明らかに憲法違反であり州権の侵害でもある。諸州の協約である合衆国憲法と、また州主権とを、守るべき州側の義務は、連邦を構成する州の少なくとも四分の三が同意した憲法修正によって問題点が解決されるまで、連邦最高裁の「不法な」行為に抵抗し続けることである、と。バージニア、アラバマ、フロリダ、ジョージア、ルイジアナ、ミシシッピの決議は、とくにこの憲法修正要求を盛り込んだ。後述するアーカンソー州リトル・ロック市事件のさい、同市新聞の一つ『アーカンソー・デモクラット』の論説委員カール・シャノン (Karr Shannon) は、州介入決議のねらいがどこにあったかを次のように端的に記している。

連邦最高裁は「法律を INTERPRET する権限を与えられた、国家の司法部である。ところが人種共学問題において、同最高裁は自己の権限をとり越え、連邦議会の権威を侵害した——そして一個の法律を ENACT した。アーカンソーおよび他の南部諸州は限定的な人種統合なら受け入れていたのだが、「先例や憲法上の布告に基づかないで……統合を強制した」からこそ、同最高裁に対する憤りが増発したのだ。危機にさらされたのは「主権をもつ各州の権利、わが共和政体であって……人種共学といったプリンスブルにあるのではない」。真の問題点は「……合衆国が任命の連邦裁判官による全体主義体制下に入るのかどうかである」⑦。

もともと旧南部連合諸州の州介入決議には、ニュアンスのうえで多少の相違があった。アラバマ、ミシシッピ、ジョージア、フロリダのそれは、ブラウン判決を「無効」(“null and void”)と断定したが、別の諸州はバージニアの路線に沿ってこうした文言を避け、「ここに主張された、合法性が争われている権限(contested power)の問題を解決する目的での」

憲法修正を求めるにとどまった。州議会が連邦最高裁判決を拒否するか、あるいは反対だとただ誓約するかでは、政策実施にあたって相違があり、州行政部当局は前者をより深刻と受け取った。事実、受け取り方のこの相違がディーブ・サウスに生じている。五六年一月、バージニア州リッチモンドで開かれた四州知事の州介入会議では、ジョージア州知事によるブラウン判決拒否政策への参加呼びけに、ミシシッピとサウス・カロライナがバージニアと同様応じていない。だが「マッシブ・レジスタンス」という大局からみれば、こうした政策の違いはあまり重要でなかったといえよう。重要なのは、主権をもつ諸州が承服するのは憲法修正であって、司法部としての権限を逸脱した連邦最高裁の判決には承服できない、という合意だったのである。^⑧バージニア州議会では州介入決議が採択されたのと同じ月（五六年二月）に、同州選出の連邦上院議員バードは、「マッシブ・レジスタンス」の提唱につきこう語っている。

この（連邦最高裁の）決定に対するマッシブ・レジスタンスへと南部諸州を組織化できれば、人種統合が南部では受け入れられないのを、国中が早晩了解するだろうと私は思う。州の介入において、南部は連邦最高裁の決定に抗告する完璧な手段をもつのだ。^⑨

バード議員の意向は実現されるようにみえた。州介入決議の下に、旧南部連合諸州の知事や議会によるレジスタンス行動が相次いだ。同じく五六年二月にアラバマ州立大学では、連邦裁判所の決定で入学を認められていた黒人女子学生ルーシー（Autherine Lucy）が授業出席の三日目に、州警察によってキャンパスから排除された。連邦裁判所の決定は拒否できることが、この事件で実証されたのである。そして六ヵ月後には州介入の最初の劇的なテストが、アーカンソー・テキサス州境に位置するテクサルカナ（Texarkana）市のジュニア・カレッジとテキサス州北部のマンスフィールド（Mansfield）市ハイスクールで行われた。連邦地方裁判所から黒人入学志願者の受け入れを命ぜられていたこの二つの学校に、州知事が介入して州の騎馬警官隊を出動させたのである。反黒人感情がとくに強かったマンスフィールドでは、学校区当局が黒人生徒を別学の学校へ送り帰す事態となった。

上記の事件と前後して五六年七月には、三月の「南部宣言」に次ぐ第二の宣言「重大な危険の警告」が、当時国会で審議中の市民的権利法案に対して発せられた。バージニア、ミシシッピ、ルイジアナ選出三名の議員によって起草され、八三名が署名したこの連邦下院文書は、市民的権利の国家的保護に自由への「重大な」^{グレイブ}危険が内在すると断じている。^⑩

2 リトル・ロック事件

いま「マッシュ・レジスタンス」の諸相をちくいち追う余裕はない。ここでは、共学をめぐるアイゼンハワー政権最大の国内危機を醸成し、ディープ・サウス諸州に深刻なインパクトを与えたアーカンソー州リトル・ロック市事件に言及しよう。この州は当初、どの政府レベルの関係当局も一定の人種差別撤廃プランを容認していたし、少なくとも反対ではなかった。だが、結局はどの関係当局もプランの実施に責任をもとせずつ、悲劇的ともいえる局面を現出することになった。この意味でもリトル・ロック事件はユニークであり、特筆に値すると思われる。

いったい、リトル・ロックはどのような都市だったのか。一九五〇年代中頃まで、この都市は革新的社会として高い評判を得ていた。市政府は腐敗やマシーン政治をまねがれ、その実業界も新しい企業や産業にとって魅力的とされ、南部では最も活力に富む都市の一つだと全国的に認められていた。人口は約一〇万七〇〇〇、うち八万二〇〇〇が白人で、二万五〇〇〇が黒人。犯罪も少なく、同市はすこぶる清潔なコミュニティの一つとして称賛されていた。人種間の安定や協同にもみるべきものがあつたという。^⑪

こうした環境の下に、リトル・ロックでは穏健派勢力が支配していた。法によって許されるなら人種別学に賛成だが、許されなければ最少限は共学に応じて法に従うというのが、この派を代表していた。ブラウン判決を憲法に違反するのではないかと思つたが、連邦最高裁こそ合衆国憲法の最終審判人であると認め、最高裁が意見を変えるまではその判決に従うべきだ、としたのであつた。^⑫

さて、ここに登場するのが州知事フォーバス(Orval E. Faubus 在任一九五五―六七)である。五六年の春、南部選出の国會議員が「南部宣言」を準備していた頃、知事第一期のフォーバスは共学問題に対して慎重な態度を取っていた。彼はもとところこう考えていた。連邦政府の権限は州政府よりも大きいのだからして、州主権論は実際に即さず、州権力が介入するという論理は空虚のように思われる、と。ところが政敵ジョンソン(James Johnson)の勢力が急上昇してくると、フォーバスもまた急拠その姿勢を変えるようになる。

では、政敵ジョンソンとはどのような人物だったのか。ブラウン判決当時ミシシッピ州で結成された人種差別主義団体、白人市民協議会のアーカンソー州組織は、二年後の五六年、公立学校での別学制度を守り続けるか、さもなくば廃校に踏み切るとする政治綱領を作成し、州介入ドクトリンに基づいて憲法修正を要求していた。こうした動きの中心人物が、州内白人市民協議会のリーダーで訴訟代理人のジョンソンであった。彼は、他州に先んじて州介入プログラムを作成したバージニア州の論客(リッチモンド『ニューズ・リーダー』紙の論説委員ジェームズ・J・キルパトリック)から州介入ドクトリンを学んだという。そしてこのジョンソンの論調自体が、先に挙げたカール・シャノンのそれと同じであった。すなわち、ブラウン判決は「合衆国憲法によって……連邦に委任されていない権利と権限への不法侵害」を促進し、憲法修正第一〇条に違反した。現在問われているのはブラウン判決が合憲か違憲かすばりであって、「徐々に合憲的」などということはないのだから、同Ⅱ判決での「可及的速やかに」はまさしく「無内容の」文言だ、と。^⑭

さて政敵ジョンソンの勢力が急上昇し、州内に州介入ドクトリンが高まりをみせると、知事再選をねらうフォーバスはより一層介入論に肩入れし、五六年秋には地滑りの勝利を収めた。さらに知事三選に望みをかけるフォーバスにとって、五七年九月(二日)、セントラル・ハイスクールに対する州兵出動の布告は、抑えられない措置となった。この時点で彼は、州介入ドクトリンと、それにより起こりうる暴力行為とを一体のものとみたわけである。翌々日の九月四日、秩序維持の名の下に州兵はセントラル校とその周辺に出動し、黒人生徒九名の「立ち入り禁止」を強行した。この光景を撮った写真

は世界中にもち込まれ、リトル・ロック市のみならずアーカンソー州全体のイメージを悪くしたという。^⑭

ことここに至って、ついにアイゼンハワー大統領は介入へと踏み切らざるをえなかった。つい二ヵ月前（七月）彼は、共学のため連邦軍を行使することはありえない、と公式声明したばかりであった。いま大統領はアーカンソー州兵を連邦の管轄下に入れ、同時に連邦軍を出動させた（九月二五日）。連邦軍の管轄下に入れられた州兵は、翌年五月まで現地に駐屯することとなる。大統領がこうした措置を取ったのは、白人校への通学を求める黒人生徒の生命を守るためであると同時に、州権力に対する連邦権力の優位を示そうとしたものにほかならない。七月の公式声明からも推測できるように、もとアイゼンハワーの姿勢の中核をなしていたのは、連邦政府には州政府や地方自治体の問題に介入する権利はない、とする心情であった。事実彼には、南部諸州に大きな変化をもたらそうとする動きを支持する気持はなかった。だからブラウン判決に対してもむしろ否定的であり、知人にはこう洩らしていたという——「アール・ウォーレンを連邦最高裁判官に任命したのは、自分の最大の誤りだったし、「最高裁判決は少なくとも一五年間、南部での進歩を妨げた」と。ブラウン判決をめぐる連邦権力と州権力との抗争がいかにアイゼンハワーにショックを与えたかを、以上の言辭から汲み取ることができよう。

ところが連邦軍の出動は、リトル・ロック市だけでなく州全体で知事フォークスへの支持を高める結果となった。そしてフォークス自身が強硬な別学論者ジョンソンとの政争の中で、同じく共学反対のスタンスを強めていった。五八年八月末、彼の要請で召集された州特別議会は、知事に広範な権限を与える数多くの法案を可決した。各法案の中心問題は、州裁判所の決定に従って、共学に進もうとするどの公立学校をも閉鎖し、その公的資金を差し止めて別学の私立学校に移管する、というものであった。アール・ウォーレンにとって、この事態はアーカンソー州知事と自分たち連邦最高裁判事との闘争にはかならなかつたわけである。

それだけではない。フォークスは、九月一日に連邦最高裁で審理に入った *Cooper v. Aaron*（後述）への対抗として、

九月二七日までに市民投票を行なってリトル・ロック全公立高校の開校か閉鎖かを決めるとし、それまでは行政命令で学校を閉鎖するという措置にでた。一九五八―五九年度に公立高校が閉鎖になるかどうかは投票者の決定次第だ、だから州知事たる自分の行動は州の権利とデモクラシーに基づいたものだ、とフォーバスは揚言した。九月二七日、リトル・ロック市民は一万九四七〇票対七五六一票で、四つある公立高校の閉鎖を決定した。^⑥

リトル・ロック市の事態が示すように、旧南部連合諸州でブラウン判決の実施が遅れた理由は、判決に不服な市民の突発的な暴力行為もさることながら、こうした暴力に協見をしつつ、州権力側が行なった反対行動にも帰せられよう。

① 提訴したのは黒人オリバー・ブラウン。八歳の娘リンドが自宅を二ブロックも離れた黒人校から、五ブロックの近距離にある白人校への転学を拒否されたのがきっかけ。NAACPがバットアップした。被告側は、主要な職業をほとんど白人層に独占されていたジムクロウ都市ともいへき、カンザス州東部トピカ市の教育委員会。

② Alfred H. Kelly and Winfred A. Harbison, *The American Constitution* (5th edition 1976), p. 864.

③ Diane Ravitch, *The Troubled Crusade: American Education, 1945-1980* (1983), p. 132.

④ 原文は一九五六年三月二日の『ニューヨーク・タイムズ』紙に掲載。Cf. Henry S. Commager, ed., *Documents of American History* (9th edition 1973), pp. 617-619.

⑤ 「州介入」決議はペンシルベニア大学編 *Race Relations Law Reports*, I (1956) にアラバマ、ジョージア、ミシシッピ、サウス・カロライナ、バージニア、アーカンソー、ルイジアナ、フロリダのそれが、II (1957) にはテネシー、フロリダのそれが記載されている。この文献を参考にした南部諸州の動向については Walter H. Bennett, *American Theories of Federalism* (1964) 34-43, Numan V. Bartley,

The Rise of Massive Resistance: Race and Politics in the South During the 1950's (1969) 参照。

⑥ Bennett, *ibid.*, p. 207; Bartley, *ibid.*, pp. 131-132. 州介入決議に沿う措置として制定された州法には、次のようなものがある。(一)別学を続けるため、学校区間で通学児童の入れ替えを各地方教育委員会に許可した生徒配置法。(二)両親が共学の公立学校から児童を退学させる措置としての、義務的就学法の撤廃。(三)両親に児童の授業料を手渡し、別学の私立学校へ転学させる法律。(四)共学実施の公立学校へは税金の扶助を打ち切る法律。(五)形式的には児童に学校の選択を行わせるながら、実際には別学の状態に置こうとする「選択の自由」プランの法制化。(六)公立学校の閉鎖を規定した法律(Kelly and Harbison, *op. cit.*, p. 865)。

⑦ Karr Shannon, *Integration Decision Is Unconstitutional* (Little Rock, 1958), pp. 3, 6. Quoted in Tony Freyer, *The Little Rock Crisis: A Constitutional Interpretation* (1984), pp. 31-32. こうした南部側の論理なり心情なりについて、研究者たちは「南部文化に根ざす予測できない特質(unpredictability)を挙げ、一種のランノイム気味の雰囲気を漂わせる地方色に言及したり、連邦権力に対する南部

側の情緒的で本質的に矛盾し合う諸要素を析出してゐるが（Freyer, *ibid.*, pp. 10-12）筆者にはこれにアクトセスする力はない。

⑧ Bartley, *op. cit.*, pp. 132-133.

⑨ *Memphis Commercial Appeal* (February 26, 1956). Quoted in Bartley, *ibid.*, pp. 144-146.

⑩ *Congressional Record* (July 13, 1956), 12761. Quoted in Bartley, *ibid.*, p. 148.

⑪ Freyer, *op. cit.*, pp. 18-20.

⑫ *Ibid.*, pp. 15, 33.

⑬ *Ibid.*, pp. 71-72, 74, 78.

⑭ *Ibid.*, pp. 80-104.

⑮ マイゼンバウアーの心情にこぼれては、William H. Chafe, "The Civil Rights Revolution, 1945-1960" in Robert H. Bremner and Gary W. Reichard eds., *Reshaping America: Society and Institutions 1945-1960* (1982), pp. 83-86.; Ravitch, *op. cit.*, pp. 134-137; Robert F. Burk, *The Eisenhower Administration and Black Civil Rights* (1984), pp. 192-193.

⑯ Freyer, *op. cit.*, pp. 148-156. リトル・ロック事件に州介入ドクトリンがどう関わつたかについては、Freyer, *ibid.*, Chaps. 3, 4, 6 参照。

二 連邦権力の旗手として

1 州介入論理の打破

「マッシュ・レジスタンス」はリトル・ロック事件を弾みにクライマックスへと達したが、間もなく南部政治において指導力を失い、ケネディ政権期の六〇年代初期にはディープ・サウスでも戦線の崩壊をみることとなる。^①こうした事態の変化に積極的な役割を果たしたのが、全会一致でブラウン判決へと踏み切った連邦最高裁、およびその下級裁判所であった。では連邦裁判所は、どのように州側の論理を打破したのだろうか。要点は州介入ドクトリンの打倒、つまるところ、連邦の成立は諸州間の協約によるという論理の否定にある。

まず、群集による暴力行為を理由にリトル・ロック市公立高校での共学実施を二年半延期したいという、ウィリアム・クーパーらインディペンデント学区の教育委員および市教育長バージル・ブロッソムの申し立て（五八年二月）を扱った連邦最高裁審理（Cooper v. Aaron）について。被告側は、二年前の下級審 Aaron v. Cooper で原告側に立った黒人生徒の

父親ジョン・アロンら三三名であった。^②

本件は五八年九月二十九日に全会一致で結審されたが、法廷意見は次のようにまとめられる。事態の紛糾は、公的な資格での州知事および州議会の挑発的^{プロボカティブ}行為に「直接原因を求めることができる」。善良な信念をもって行動したとする教育委員会と市教育長の主張は留保なしに承認できるが、他州政府職員^{州職員}の行為によって彼らの主張が困難または不可能となる場合には、この善良な信念なるものも、個人々人による憲法上の権利の履行を延期させる法的事由としては容認しがたい。「黒人児童から憲法上の権利を奪うのでは、法と秩序は維持されない」。人種や皮膚の色の理由で差別されない権利は、「州の立法者や州行政・司法職員によって公然とかつ直接的に破壊されえないのだし、間接的にも、『巧妙たると卒直たるとを問わず……曖昧な(人種)分離計画で破棄されるものではない』^③」と。

以上の判断を示すことによって最高裁は、ブラウン判決に拘束されないとする州側の論理を否定した。合衆国憲法においては連邦司法部が最高だとするマッシュル長官以来の伝統的解釈を再確認しつつ、最高裁が注意を喚起したのは、憲法第六条の「優位条項」、およびこれに即して州政府職員にも義務として課せられた憲法支持の宣誓であった。全会一致の判決であることを強調するため、九名の裁判官全員が意見書に署名するという異例のステップを踏んだことも、この事件に対する最高裁の意気込みを伝えていよう。

最高裁の意気込みにもかかわらず、州知事フォーバスの強硬な姿勢のまゝに、リトル・ロック公立高校の閉鎖は以後まる一年続くこととなった。だがこの間、連邦裁判所はさらに追い打ちをかけた。五九年六月、アーカンソーの連邦地方裁判所は、暴力行為の恐れがあるからといって市民から憲法上の権利を奪う州行為を正当化することはできない、とする先の Cooper v. Aaron 判決に照らして、同州での学校閉鎖法や学校閉鎖の実情を憲法修正第一四条のデュー・プロセスおよび平等保護各条項に反する、と宣言した。そして八月には、最高裁自体が下級裁判所のこの判定を全面的に確認した (Faubus v. Aaron, 361 U.S. 197, 1959)。九月、リトル・ロック市の四つの公立高校すべてが平穏のうちに、しかも共学

というベースで再開されたのであった。^④

州介入ドクトリンをめぐる連邦—州権力の応酬の舞台は、次いでルイジアナ州に移る。ここでは、公立学校の漸進的な共学を求める六〇年五月のニュー・オリンズ連邦地方裁判所決定をめぐって、州知事デビス(Jimmie H. Davis 在任一九六〇—六四) および州議会と連邦地方裁判所との対立が一月にクライマックスへと達した。州側は特別議会を召集して「州介入」法を可決、ブラウン判決が有効かどうか合衆国憲法修正によって結着がつけられるまで、連邦裁判所決定に対して合法的に「介入する」としたし、オリンズ教区教育委員会も同様に実施の停止を申し立てた。これに対して提訴したのが黒人生徒の両親アール・ベンジャミン・ブッシュたち(Bush v. Orleans Parish School Board, 1960)。下級裁判所の所管ながら、本事件判決は州介入ドクトリンの否定において重要な意義をもつゆえ、以下やや詳しく引用する。

合衆国憲法が諸州間の協約だとする陳述の有効性に危惧を抱きつつ、州介入論(者)は、州により異議申し立てされた裁判所判決は憲法修正によって人民がそれを承認しうるまで、少なくとも停止されるべきだと主張する。しかし、「憲法上の判断過程」のこうした引用は明白なごまかしである。公然たる実施拒否とは違って、それは外観上合法性の外とうをまとった大胆な反抗である。この議論の明らかな欠陥は、申し込まれた憲法修正への投票が行われる前に疑義ある判決は無効にされねばならぬ、とする根拠のない主張にある。……合法性のなんのかけらもなく、彼ら(州介入論者)は、最高法廷の判決を少なくとも暫定的に取り消す権利を要求しているし、また、憲法修正の申し込みを無効にするのに成功した場合、彼らはその勝利をば、異議申し立ての判決を永久に無効にした、とあえて解釈する。これが合衆国憲法第五条の途方もない曲解だという点については、入念な立証の必要はない。確かに合衆国憲法は連邦最高裁を「押し切つて」修正される。しかし、権威をもって法であると宣言された事柄が憲法修正の未決定中に法でなくなったり、あるいは憲法修正を承認せず憲法またはその下でなされた判決が変更される、といった推定を正当化する何ものも、第五条中にはないのである。

結論は明白であって州介入は憲法上のドクトリンではない。真剣に考えれば、それは憲法の權威に対する不法な反抗である。^⑤

判事三名のパネルによるこの判決には、とくにライト判事(J. Skelly Wright 一九二一)の強烈な州介入ドクトリン反対意見が吐露されていた。リベラルで司法積極主義者として知られたこの裁判官にとっては、州介入の論理こそ「^{アフォーゼス}ばく然とした概念」^{「合衆国憲法の途方もない曲解」}であって、憲法上のドクトリンではなかったのである。アイゼンハワー政権は事態の成り行きに注目し、ニュー・オリンズに多数の連邦保安官を派遣して、ライト判事の意見が守られているかどうかを見届けさせた。一月半ば、市内公立学校のうち二校が共学へと踏み切ったが、さらに数日後、連邦地方裁判所は先の州特別議会で可決された「州介入」法と他の人種差別諸法とを無効だと宣言した^⑥。そして二月二日には、最高裁が *United States v. Louisiana* で下級審判決を全会一致で確認した——きわめて簡潔に「結論は明白であって州介入は憲法上のドクトリンではない」という文言を反復するにとどまった^⑦。こうして、アーカンソー州リトル・ロック市に関する *Cooper v. Aaron* 訴訟を第一弾とし、ニュー・オリンズに関する *United States v. Louisiana* 訴訟を第二弾とする連邦裁判所の積極姿勢によって、州介入ドクトリンを盾とした州権力の連邦権力に対する挑戦は敗北へのめり込んだのである。

2 円滑には進まない人種共学

連邦権力による第三弾はミシシッピ州へと続く。事件はケネディ政権期の一九六二年、州北部のオックスフォード市にある州立大学で生じた。この州でも共学是非をめぐる法的論争は延々と続いていたが、九月月上旬、最高裁はブラック判事(Hugo L. Black 在職一九三七—七二)を中心として、黒人メレディス(James Meredith)の即時入学を認めようとする連邦控訴裁判所の決定を確認した。ところが人種差別主義団体の白人市民協議会に所属し、州介入ドクトリンを信奉する州知事バーネット(Ross R. Barnett 在任一九六〇—六四)は、連邦裁判所の決定を無視する行動にでた。すなわち、メレディス問題を処理するため大学特別教務掛の椅子におさまる一方、州・地方警察を動員して、連邦係官に付き添われたメレディス

の入学登録を妨害した。暴力行為と平和破壊を防ぐという名目で、州の規制権限を「介入」させたわけである。

ここにおいて、連邦控訴裁判所はバーネットに法廷侮辱の罪ありとし、彼がバージになるか、または一日一万ドルの罰金を課すと決定した。一方、ケネディ大統領も州政府および州人民にあてて、連邦当局への抵抗を止めよとする布告を出した。九月三〇日、大学側はしぶしぶ折れてメレディスの入学登録を容認したが、その夜半から翌朝にかけて、まさしく反乱ともいふべき群集暴動がキャンパス内外で発生した。連邦軍の出動というリトル・ロックの轍を踏むまいとするケネディではあったが、ついに数千名の連邦軍と、連邦管轄下の州兵数部隊を出動させざるをえなかったのである。

このミシシッピ州立大学事件はリトル・ロック事件とともに、南北戦争以来、連邦—州権力間の最も重大な衝突だったといわれる。軍隊の出動という非常措置によってではあるが、これにより大学キャンパス内外での公然たる抵抗はくずれ、メレディスも登録を終えて授業に出席した。本学では一年以内に、黒人数名が妨害なく入学登録を済ますようになる。メレディス事件は、州介入ドクトリンが徹底的に葬られたケースとして注目される。ちなみにアラバマ州知事ジョージ・ウォーレスが六三年六月、州立大学の玄関に立つて連邦司法副長官に反抗的な態度で臨んだのはよく知られた事実だが、州介入ドクトリンが徹底的に不信となったケースとしては、前年九月、上述のミシシッピ州立大学事件が挙げられている。^⑧

以上、アイゼンハワー政権からケネディ政権期を通じて、ウォーレン・コートを中心とする連邦裁判所の積極姿勢は州介入ドクトリンを打破し、連邦権力の権威を守るのに寄与した。だが、このことは必ずしも人種共学の円滑な進展を約束するものではなかった。それどころかバージニアをはじめ南部諸州の学校区当局は、連邦裁判所決定の公然無視というパターンに代わる巧妙なテクニクでもって、共学の回避を意図したのである。その巧妙なテクニクの一つ、「選択的自由」^⑨ プランは、一九六三年頃から急速に南部一帯へ広がった。形式上このプランは、学校区内で生徒が黒人・白人をとわず自己の望む学校に通学することを認めながら、実際には地方的慣習や経済・社会上の強制によって、同区教育委員会が

「新しい」な州として評判が高く、ブラウン判決反対行動においても州介入決議に踏み切らなかったノース・カロライナ州は、代表的な事例の一つを提供している。もともと人種差別主義者だった知事ホッジス (Luther H. Hodges 在任一九五四—六) は、ブラウン判決への「自発的な応諾」と「自発的な人種分離」との両プランを巧みに使い分けた。リベラル派に対しては、連邦最高裁を無視するものにあらざと確言したし、白人保守勢力に対しては、自己の施政下において共学は事実上ありえないと断言した。しかも州人口の二五パーセントを占め、ディープ・サウス諸州を除けば最高の人口比率をもつ黒人に対しては、有益な施策を何ひとつ講じようとしなかった。そのタクティクスが、「選択の自由」という黒人生徒の拘束だったのである。騒擾で苦しんだリトル・ロック市の一教育委員は、次のように評言している。「あなたたちノース・カロライナ人は人種別学を永続させるために、われわれが見た最も賢明なテクニクの一つを考案したものだ」と。こうしたタクティクスによって、ノース・カロライナでの実質的な共学は一〇年以上も遅れることとなる。バージニア、アラバマ、ミシシッピなど強硬に「マッシュ・レジスタンス」を行なった他の南部諸州よりもずっと遅れたのである。^⑩

ブラウン判決からケネディ政権期までの人種共学事情について、この道で名の高い学者、コロンビア大学のラビッチ教授は次のように記している。一九六二年までにオクラホマ、ミズーリ、ケンタッキー、ウエスト・バージニア、メリーランド、デラウェアの境界諸州では実質的な進歩が達成されていた。黒人生徒の二五パーセントから六〇パーセントまでが共学の学校に通っていた。だが八つの南部諸州 (テキサス、ジョージア、バージニア、ノース・カロライナ、アーカンソー、ルイジアナ、テネシー、フロリダ) では、共学の学校に通っていた黒人生徒は二パーセントないしそれ以下であり、「名ばかりの差別撤廃」^⑪ 戦術によって、白人校に許容される黒人生徒は少数に限られていた。そしてミシシッピ、アラバマ、サウス・カロライナでは、黒人生徒のただの一人も白人と一緒にの学校には通っていなかった。そのうえ大半の南部諸州は、生徒が統合教育を受けられるようになった時点でも、公立学校の教師には差別待遇を続けていた。そしてミズーリ、オクラホマ、テキサス、ウエスト・バージニアでは、黒人教師の相当数が統合教育への移行によって失職したのであった。^⑪

- ① Bartley, *op. cit.*, p. 341.
- ② Freyer, *op. cit.*, p. 45.
- ③ Cooper v. Aaron, 358 U. S. 1, at 15, 16.
- ④ Ravitch, *op. cit.*, p. 137.; Kelly and Harbison, *op. cit.*, p. 868.
- ⑤ *Bush v. Orleans Parish School Board*, 188 F. Supp. 916, at 925-926.
- ⑥ Paul L. Murphy, *The Constitution in Crisis Times 1918-1969*

三 教育でのアファーマティブ・アクション

1 連邦の三権を挙げて

公立学校における人種別学制度の廃止は、ジョンソン政権期に急激な進展をみせる。それは、いわゆるアファーマティブ・アクションの一環として推進された。

一九六五年六月ハワード大学卒業式での講演で、ジョンソンは次のように自己の政策理念を語った。「事実としての平等」を達成するため、黒人・白人間の経済ギャップを埋めるアファーマティブ・アクションが取られなければならない。この講演に沿った行動が同年末の大統領行政命令一二四六号であり、これにおいてジョンソンは適格で就職希望のマイノリティ・グループを積極的に補充・雇用することを、連邦政府と契約の企業に要求した。だが、対象領域は企業での雇用に限られない。アファーマティブ・アクションとは、これまで差別されてきた人種または宗教上の少数グループ、女性、高齢者や身障者に対して、雇用、教育、住宅、政治参加など広範な領域で適切な機会を保障するための積極的優先措置と解せられる^①。

教育面に限定しても、ジョンソンによる「貧困への戦い」プログラムの一環をなし、南北戦争後の再建期以来最も強力

(1972), p. 344.; Bennett, *op. cit.*, pp. 209-210.

⑦ 364 U. S. 500, at 245-246.

⑧ 『ウォーレン回想録』四七二ページ。井出義光『南部 もう一つのアメリカ』（一九七八年、東大出版）Ⅱの3。

⑨ Kelly and Harbison, *op. cit.*, p. 869.

⑩ Chafe, *op. cit.*, pp. 87-89.

⑪ Ravitch, *op. cit.*, p. 138.

だとされる一九六四年市民的権利法が、人種共学のための主要武器であった。一一編からなるその第六編は、教育を規制し市民的権利を守る権限を連邦政府に与えている。すなわち人種、皮膚の色、あるいは出身国を理由に連邦プログラムの利益を学生に拒否する制度には連邦補助金を与えない、というものである。^② そのねらいは確かに個人の権利を守ることだが、同様に重要なのは教育に対する連邦規制の拡大であった。

こうしたねらいは、伝統からの大きな逸脱といわねばならない。およそ連邦政府と地方学区との伝統的な関係においては、前者は特定目的に使用される補助金の交付をただ承認するだけであった。ところが今や、公立学校は連邦政府から補助金を得るため、連邦プログラムが提示する必要条件に従わなければならない。従来は、一九五三年設置の保健・教育・福祉省に属する連邦教育局が州・地方選挙民の意向なり希望なりを受け止めるのにとどまっていたが、六五年四月以降はこの機関が積極的に教育のガイドラインを作成し、連邦法を実施する責任をもつことになったのである（ちなみに連邦教育省の設置は一九七九年^③）。なるほど南部諸州での別学情況は、市民的権利法第六編や連邦裁判所の諸判決で終息してしまいうわけではない。しかし人種共学の動きは、ここに初めて目的達成の日を期待できるようになった。六四年市民的権利法が制定されたばかりの時点では、南部黒人生徒の二パーセントしか共学の学校に通っていなかったのに、ニクソン政権期の一九七二年には、その四六パーセントが白人生徒多数校に在籍していたし、黒人のみの学校に在籍する黒人生徒はわずかに一〇・九パーセントに減少したという^④。

一九六四年の市民的権利法とならんでジョンソンによる公立学校措置の双壁となったのが、翌年四月に制定された初等中等教育法（ESEA）であり、これらの連邦法によって公立学校教育に占める連邦政府の役割は確固不動となった。ESEAは、当時唯一の連邦補助金形態であった特定補助金（Categorical Grants）の交付で教育を振興し、国益に役立てようとするものである。この法律第一編によって、議会で協賛された一二億五〇〇〇万ドルの七八パーセント分は、在籍者の最低三パーセントを占め、年収二〇〇〇ドル以下という低収入ないし貧困の家庭の生徒をかかえる学校区に交付された。当

該学区は、その州の生徒一人当り平均経費の五〇パーセントに相当する額を連邦政府から受け取ることになる。実際に金額の配分を行うのは州当局だが、ガイドラインは連邦政府から出される。ESEA第一編のプログラムに基づく連邦支出は、一九八〇年までに年三〇億ドル以上と見込まれていた。^⑤ 伝統から逸脱した、教育に関するこの新しい法律を支えたのが、「児童利益」理論と呼ばれる。連邦政府の援助目的が生徒の利益であり、また宗教団体や特定の学校ではなくて全般の福祉のためなら、こうした行為自体、憲法修正第一条の「宗教の自由条項」に違反するものではない、とした理論である。

「創造的連邦制」という政治的スローガンの下に連邦制を刷新しようとしたジョンソン政権期には、そのほか幾多の立法が行われた。例えば一九六八年の市民的権利法は、通学という権利の行使に対する干渉にきびしい罰を課して共学を徹底せよとしたし、ESEAの修正（第七編）として可決された二カ国語教育法は、メキシコ系アメリカ人などスペイン語主体の生徒が圧倒的に多い学区への連邦補助金を大幅に増額している。^⑥

行政部や立法部によるアフーマティブ・アクションが、連邦裁判所を力づけたことはいまでもない。ウォーレン・コートはジョンソン政権期において、いちだんと人種共学へと邁進する。以下適宜、主だった事件判決に言及しよう。

Griffin v. County School Board of Prince Edward County (1964) ロンチェイス・グリフィンら黒人側が、バージニア州プリンス・エドワードエドワード県の教育委員会ほかを相手取った事件。この県では、ブラウン判決後ほぼ一〇年しても別学制度が厳存し、一九五九―六〇年度には公立学校の閉鎖という状態が生じていた。本件において最高裁は、公立学校の閉鎖が修正第一四条で保障された法の平等保護に反するとしたほか、さらに一步踏み込んで、ブラウン判決が実施に慎重しすぎて速度に欠ける点を指摘、同Ⅱ判決の「慎重な速度で」が実際どうあるべきかを問うたのである。全会一致の法廷を代表して、ブラック判事が次のようにきびしい言葉を述べる。「単なる『慎重な速度』といった時期は過ぎ去っており、その語句はもはや、バージニアの他の部分で公立学校に与えられたと同等の教育への憲法上の権利を、これらプリンス・

エドワード県の児童に拒否することを正当化しうるものではない」と。^⑦一九六四年市民的権利法が制定される二カ月前の判決であった。同年の秋、プリンス・エドワード県の公立学校は平穩裡に黒人生徒に開放された。そしてこれを機会に、最高裁は共学の「即時」実施を主張するようになる。

Green v. County School Board of New Kent County (1968) チャールズ・グリーンら黒人側が、バージニア州ニュー・ケント県の教育委員会ほかを相手取った事件。ニュー・ケントは州東部の農村県で、人口四五〇〇の半ばは黒人が占めていた。本件において最高裁は、「選択の自由」制度の下で一人の白人生徒も黒人校を選ばず、黒人生徒の八五パーセントが依然として黒人校に在籍している事実を指摘、ブラウン判決から一四年も経った当今において、共学の「遅延はもはや耐えられない」ことを全会一致で判決した。^⑧すなわち、「選択の自由」という巧みなタクティクスによって共学を回避しようとした県教育委員会の行為を憲法違反と判定したわけである。なかんずく最高裁は、「人種差別を完全に除去する単一教育制度へと改めるのに必要な諸段階を踏むべき積極的な義務」に欠けたとして教育委員会を非難、統計資料の活用によって共学にアクセスする必要を説き、そのためには人種こそが論議の対象にされるべきだと命じた。こうした議論の提起は保守の政治戦略が継承されている今日、重要な意義をもつ。かつて Plessy v. Ferguson 事件判決（一八九六年）で、「別べつだが平等」という論理がまかり通ったとき、法廷でただひとりハーラン判事 (John M. Harlan 在職一八七七一―一九一三) は、「合衆国憲法は色盲だ」と反対意見を述べたことがあった。だがグリーン判決の一解説者が述べているように、今や「合衆国憲法はいかにも、色盲ながら色を識別するようになってきた」と言うことができよう。^⑩審理に入った翌日の四月四日にはキング牧師が暗殺され、二九州一二五都市で騒擾の波が続いた直後（五月二七日）の最高裁判決である。

ニクソン政権が登場し、ウォーレンが辞任してウォーレン・バーガーが新長官になっても、最高裁の積極姿勢に変化はなかった。Alexander v. Holmes County Board of Education (1969) は、その顕著な事例を提供する。ベアトリス・ア

レグザンダーら黒人側一四名が、ミシシッピ州ホームズ県教育委員会ほかを相手取った訴訟で、本件も「慎重な速度で」の審理にかかわる。最高裁は、三三の学校区に共学実施のうえで時間的余裕を認めるという下級審判決をくつがえし、全会一致で次のように結審した。「差別撤廃のための『慎重な速度』はもはや憲法上許されない。各学校区の義務は二重制度を直ちに打ち破り、今後単一制の学校のみを運営することである」^⑩。この意見に付加されたブラック判事の言葉には、実にきびしいものがあつた。『慎重な速度』なる語句を許容しつつも同じ公立学校で、黒人児童と白人児童とが共に座席につき共に学ぶ時を遅らせるのは、もはや何ら弁解の余地はない」「憲法上の権利のかくも大々的な剝奪が、次の一瞬に許容されるといった道理はないのである」と。^⑪「慎重な速度で」ではなくて、「慎重さをゆるめ、もっと速やかに」が法廷の意向となつた。明らかに最高裁は、単一教育制度を実現するためのアフアーマティブ・アクションを続行したのである。

2 いわゆるバシング

さて教育面でのアフアーマティブ・アクションは、そのハイライトとでもいうべき、裁判所命令のバス通学（busing）が適当かどうかをめぐって展開することとなる。そしてこの点でも、初期のバーガー・コートは積極的であつた。

Swann v. Charlotte-Mecklenburg Board of Education (1971) ジェームズ・スワンら黒人側が、ノース・カロライナ州シャーロット＝メックレンバーグ県教育委員会ほかを相手取った事件。本件は、最高裁が学校区相互間のバス通学を共学達成のため合法的なアプローチとした最初の事例で、初期バーガー・コートが下した重要判決の一つ。

バス通学は学校教育上の常識であり、黒人生徒も白人生徒もそれぞれバスで、しかもしばしば近隣の学校を素通りして別学の学校へ通うのが慣習であつた。白人側にしても、このような伝統的パターンの通学には何ら不満のあるはずがない。彼らが猛反対したのは、共学を目的としたバス通学の命令であつた。ところが「可及的速やかに」共学を実施することが

緊急課題となるにつれて、南部諸州の地方教育委員会には、裁判所命令のバス通学を導入し人種を基準にして生徒の割り当てをし直す以外に選択の余地がなかった。本件にかかわるシャーロット・メックレンバーグ県教育委員会も、すでに一九六五年、一〇七の学校と八万四〇〇〇の生徒を含む五五〇平方マイルの学校区に対する刷新的プランの作成を、連邦地方裁判所から要求されていたし、この裁判所自体が独自の共学プランを作成していた。後者の新プランが、初等学校レベルの生徒の広域バス輸送を内容の一つとしたものである。県教育委員会はこのプランが度を過ぎるとして控訴したが、教育委員会の要求を却下し、バス通学を含む同下級審の救済方法を全会一致で確認したが、このスワン判決である。

バーガー長官は次のように法廷意見を述べた。「今日の目的は、州によって課せられた人種分離のあらゆる痕跡を公立学校から除去することにある。……教育委員会当局が以上の判示の下で、積極的（アグ्रेसイブ）な義務を怠るならば、（連邦の）司法権力が発動されよう。……司法権力は地方当局が義務不履行のときにのみ、立ち入るものである」と。^⑬ つまるところ最高裁は、共学の一手段として広域バス輸送の実施を要求したのであった。

このスワン判決は、ノース・カロライナ州の県といった南部の一局部や南部諸州にとどまらず、黒人やヒスパニック系が集中している北部・西部の大都市圏においても、連邦地方裁判所による活発な連鎖反応を喚起した。そして最高裁自体が、活発な取り組みを続行した。コロラド州デンバーの学校制度にかかわる *Keyes v. School District No. 1* (1973) は、最高裁が初めて、かつ明示的に、北部・西部公立学校での人種別学を取り上げた点で特筆に値しよう。勝訴したのはウィルフレッド・ケイズほかの黒人生徒両親。

本判決の特色は、南部の文脈で展開したプリンスプルが法的に別学を経験していない南部以外の地域に適用された点にある。重ねていえば、公立学校での別学に責任のある教育委員会ほか官公職員側の人種差別が、南部での法による人種分離 (*de jure segregation*) を最高裁が処理したと同じ方法で処理される、という点にある。

ブレナン判事 (William J. Brennan, Jr. 在職一九五六一九〇) による法廷意見をみよう。一九六〇年以降ほとんど一〇年

間、デンバー教育委員会は近隣学校区への生徒割り当てをはじめ、憲法に反する種々の人種分離政策をパーク・ヒル(Park Hill)の公立学校に対して「意図的に」行なってきたとみられ、そのため六九年には、黒人通学人口の三七・六九パーセントが黒人のみの学校に分離されていた。別学現象はデンバー学区の「相当部分」にみられるのであり、教育委員会は「人種差別のない学校制度への移行を達成する積極的な義務を負う」と^⑭。こういう状況下で、生徒のバッシングは修正第一四条の平等条項に即した適切な救済方法とされたのであった。市内に黒人生徒が集中するのは近隣学校区のやり方が原因であって、みずからの責任ではない、とするデンバー側の主張は却下された。

公立学校での人種共学のため、初期バーガー・コートがアファーマティブ・アクションに賛同した事情の大体は以上である。ジョンソン政権期、ウォーレン・コートの下で活況を呈したアファーマティブ・アクションは、政権がニクソンに代わり、最高裁長官がウォーレンからバーガーに代わっても、なおその活力を持続するかのようであった。

- ① Nathan Glazer, *Affirmative Discrimination: Ethnic Inequality and Public Policy* (1975), p. 46. 本書では章別に雇用(一章)・教育(三章)・住宅(四章)が論じられている。ただし著者は新保守主義を代表する学者の一人で、黒人へのアファーマティブ・アクションには反対。
- ② 平等な雇用の機会を謳った第七編は、人種、皮膚の色、出身国のほかに宗教と性差別との禁止を挙げているが、性差別問題が活発に論議されている今日からみれば、注意すべき規定。性差別を禁じたそれ以前の連邦法としては、前年の The Equal Pay Act がある。
- ③ Ravitch, *op. cit.*, pp. 163-164.
- ④ Ronald Lora, "Education, Public Policy, and the State" in Robert H. Bremner et al., eds., *American Choices: Social Dilemmas & Public Policy since 1960* (1986), pp. 108, 122.
- ⑤ *Ibid.*, p. 110. 一九六〇—一九八〇年、ESEA による連邦経費に占める Table 1 参照。
- ⑥ *Ibid.*, p. 112, Table 2.
- ⑦ 377 U. S. 218, at 267.
- ⑧ 391 U. S. 430, at 439.
- ⑨ *Ibid.*, at 438.
- ⑩ J. Harvey Wilkinson, III, *From Brown to Bakke: The Supreme Court and School Integration, 1954-1978* (1979), p. 117.
- ⑪ 396 U. S. 19, at 21.
- ⑫ *Ibid.*, at 43, 44.
- ⑬ 402 U. S. 1, 91 S. Ct. 1267, at 1275, 1276.
- ⑭ 413 U. S. 189, 93 S. Ct. 2686, at 2692, 2693.

四 退潮するアファーマティブ・アクション

1 ニクソンのまき返しと最高裁

だが結局のところ、アファーマティブ・アクションはニクソン政権期において退潮の過程をたどることとなる。この過程を追う前にまず、ニクソン行政部とバーガー・コートとの間にどのような見解の隔りがみられたかを検討する必要がある。

一九六八年大統領選挙の六カ月前、ウォーレン・コートはバージニア州ニュー・ケント県でのグリーン事件にあり、人種共学の「遅延はもはや耐えられない」と全会一致で判決した。そしてニクソンが大統領に就任した六九年には、新しく出発したバーガー・コートもミシシッピ州ホームズ県でのアレグザンダー事件で、遅延が「もはや憲法上許されないと」全会一致で決定し、即時の共学実施を各学校区に義務付けた。最高裁のアファーマティブ・アクションは明白であった。ところが、最高裁判決に対するニクソン政権の姿勢はどうだったのか。政権内部では、かつて強固な民主党地盤の南部を共和党に引き入れようとするホワイトハウスの「南部戦略」サザン・ストラテジ担当官と、保健・教育・福祉省の市民的権利担当官とはげしく対立していた。^①その結果ニクソン政権は、同年九月に予定されていたホームズ県共学プランの実施を延期するよう、連邦裁判所の了解を取り付けざるをえなくなった。バーガー・コートが、ホワイトハウスに引きずられた共学実施の延期を非難したことはいうまでもない。注目すべきは、ブラウン判決以後はじめて、連邦行政部と人権擁護団体とが相反する立場で身構えるようになった、という点である。

最高裁がバス通学を共学達成の合理的アプローチだとした最初のケース、つまり七一年四月のスワン判決に対しても、似たようなことがいえる。この判決直後、ニクソンは次のように言明した。「私は、人種間のバランスを達成するためのバシングがより良い教育に役立つとは信じない」と。^②翌七二年三月一七日、議会への特別教書ではこう言明されている――

南部での別学制度はほぼ除去されており、ブラウン判決の目的は達せられた。すこぶる多くのプランが暴力行為と「コミュニティ崩壊」に終わった以上、今こそ州および地方教育委員会が自己の権利と責任を取り戻すべき時である、と。彼が学生バス輸送の一時的停止立法を提案して、最も近接または次に近接の学校からもっと遠隔の学校へと、初等学校生徒を輸送する裁判所命令の無効を図り、七三年七月一日まで新規の命令を停止させたいとしたことが、上記の七二年特別教書で述べられている。^④この法案は下院を通過したが、上院では否決された（本案は同政権末期に可決され、フォード大統領によって署名）。だがニクソンは、立法を通じてなしえなかったことを行政命令で達成した。彼の施政下において、公立学校での共学問題に関与した連邦諸機関はバス通学に消極的ないし否定的態度を取ったのであり、代替措置として、学校の中で人種差別をどう減らすか、別学の学校に対する連邦補助金をどう均等にするか、を重点課題とした。つまるところニクソン政権は、別学制度は必ずしも教育上の機会において不平等なのではない、という前提に立脚したのであった。

では、広域バス通学の抑止策は何に起因したのか。それは、ニクソン政権が白人マジョリティの意向を代弁したからだと思われる。小論ではいわゆる「逆差別」（“discrimination in reverse”）論、広く「新保守主義」に立ち入る余裕はないが、一九七一年一〇月のギャラップ世論調査によれば、白人四人のうち三人は共学目的でのバス通学に反対し、ニクソン再選の七二年一月、オピニオン・リサーチ法人の調査結果によれば、黒人の七一パーセントは共学に不可欠とあればバッシングに賛成だとし、反対は一六パーセントにとどまったという。^⑤確かに黒人の間でも、広域バス通学に対しては意見が分かれており、ある者は通学上の経費負担を主な理由として、反対ないし保留の態度を取っていた。だが概して、黒人は白人よりもはるかにバッシングを支持していた。ところが、白人の大半は反対であった。白人両親の感情は、バッシング反対の社会科学者たちによってこう解説された——環境が劣等なゲッター学校での共学は子弟の教育に有害だし、そもそも都市から郊外への「白人脱出」^{ホワイト・エグゼグス}を助長するのは自己敗北のしるしだ、と。^⑥

こうした世相と、この世相に乗ったニクソン施政を反映して、はじめリベラルな姿勢のバーガー・コートも保守へと傾

斜することとなる。学校区から学校区にまたがる広域バス通学の拒否という、アフーマティブ・アクションからの後退である。一九七〇—七一年、三名の最高裁判事が一挙にニクソンによって任命されたことが、姿勢の変更に影響している。最高裁はもはや、リベラルな司法積極主義者が多数派を構成する状況ではなくなった。七一年のスワン判決は全会一致だったが、以後三年間、最高裁での全会一致は姿を消してしまふ。^⑦そして全会一致のスワン判決においてさえも、アフーマティブ・アクションに対するバーガー長官の警告めいた文言が付加されているのである。彼は言った——バス通学は合法的なアフーマティブ・アクションの一手段だが、「通学の時間と距離が児童の健康に危険か、または教育上の措置をひどく侵害する場合には、児童輸送への反対が有効性をもとう」と。^⑧

ケイズ事件においても、パウエル判事(Lewis F. Powell, Jr. 在職一九七二—八七)による一部分賛成、一部分反対の意見がある。「……裁判所は、差別撤廃プログラムで影響を受けた児童の権利と利害もまた考慮に値する、という事実を見落としたようだ」^⑨と。長文にわたるパウエルの意見の末尾を引用しよう。

今日の教育で一つ最も崩壊的な構成要件は、とくに初等学校レベルでの、強制輸送の広範な行使である。これは基礎的な教育目的から注意をそらし、諸々のコミュニティを分裂させ敵意をもたせ、かつ人種間の摩擦や誤解を少なくするどころか悪化する危険がある。今こそ、あるコミュニティが合法的に主張するであろう別個の教育的・社会的利益と融合を果たすうえで、われわれ社会の認められた利益に対し、もっと均衡のとれた評価へと立ち戻るべき時である。^⑩

裁判所命令のバス通学に対して意見の留保を表明し、コミュニティ間のバランスに一層の配慮を訴えたパウエルの言いは、以後最高裁において脚光をあびてくる。

広域バス通学に対する最高裁の反対姿勢は、*Milliken v. Bradley* (1974) 事件判決にはっきり現れる。控訴側はミシガン州知事シリケン(William G. Milliken)を含めた州政府・学校区職員で、被控訴側はデトロイト公立学校の黒人生徒ロナルドおよびチャド・ブラッドリーの母親ほか。黒人生徒側とNAAACPデトロイト支部との集合代表訴訟である。

デトロイトはリベラルな学校制度をもつ全国有数の都市として知られていた。市教育長や教育委員会が共学にコミットしたためNAACPから称賛されたり、黒人事務官や黒人教師の比率が全国どの都市よりも高かったこと（前者が三七・八パーセント、後者が四二・一パーセント）などは、リベラルな都市としての一面を物語る。事実一九七〇年代の中頃には、市の境域を越えて隣接諸学校区への生徒輸送により共学を実現しようとするプランが進捗中であった。

それにもかかわらずデトロイトでは、住宅の人種分離が相当ひどかった。NAACPの同市支部活動が活発だったのも、ここに理由がある。こうした状況の中で七一年、連邦地方裁判所は *Milliken v. Bradley* 事件で以下の命令を下した。

市の公立学校では黒人生徒が六三・八パーセントを占め、八〇年までには八〇パーセントに達するだろうから、市学校区と郊外学校区五三（圧倒的に白人生徒の居住区）を統合し、全学校区にまたがる広域バス通学を実施して人種共学の実を挙げよ、と。連邦控裁もこれを確認した。このようにして最高裁にもち込まれた争点とは、共学のため郊外学校区を統合することが連邦裁判所に可能かどうかであった。可能だと確認すれば、非白人生徒が過半数を占める他の大都市でも同様な動きを喚起するだろうし、不可能だと確認すれば、デトロイト市内で過半数の黒人生徒と少数の白人生徒をどう共学させるかが、具体的問題として生じよう。

五―四で最高裁は、一九七一年の下級審判決を破棄した。法廷意見でバーガー長官はこう結論した――下級審の判決は「誤まった基準に基づくものであり、周辺学校区の行為がデトロイトの学校に存在するとみられる人種差別に影響を与えたとする記録証拠は支持できない」^⑧。デトロイトの学校制度は、教育委員会によって人種別学が維持されてきたとされる唯一のケースである。これに対して、五三の郊外学校区には憲法違反の事実はなく、地方による管理を捨ててべき理由はない。したがって広域バス通学は不当であり、バス通学はデトロイトに限定されなければならない。デトロイト公立学校は現在の学校区内で、人種分離を除去すべきである、と。ここには、連邦権力によるアフーマティブ・アクションではなくて、ローカル・オートノミーの観念が支配していた。現に、法廷意見ではこう書かれている。地方の自律性は「公立

学校に対するコミュニティの関心と支持とを維持するうえで、また教育措置の質のために必要不可欠だ、と多年考えられてきた」^⑭。つまるところ、スワン判決やケイズ判決などで確認された生徒の広域バス輸送は却下され、黒人生徒は市内の公立黒人校で教育を続ける結果となったのである。

2 世相の変容と少数意見

ミリケン判決は、共学をめぐる南部と北部の位相の変化を表示した点で注目される。第二次大戦以降、北東部や中西部の工業地帯で目立ってきた都市から郊外への「白人脱出」現象の中で、大半の黒人は都市ゲットーに取り残され、その子弟は旧態依然として別学の学校に通っていた。バス通学をデトロイト市内の学校区に限定して、白人居住地である周辺郊外の学校区にまで拡大しないとされたこの判決は、全国で人種分離の最も顕著な地域が南部から北部へと転位する傾向を確定的にした。アメリカ独立二〇〇年記念の一九七六年、南部では黒人生徒の四七・一パーセントが白人多数校に在籍していたのに、北部では、同じ状況の黒人生徒が四二・五パーセントにとどまっていた^⑮。ブラウン判決に始まり、連邦権力の旗手となった連邦裁判所の活動や、次には連邦権力を挙げてのアファーマティブ・アクションによって、南部諸州での公立学校は共学を進捗させつつあったのに、北部では公立学校の大半で別学制度が存続していた。共学措置として広域バス通学が認められていたボストンなど大都市圏では、生徒の輸送で近隣社会は包囲されると危機感を抱いた白人層による、猛烈な抵抗が生じたりもした。裁判所命令のバス通学を否とした者は、南部よりも北部で成功したわけである。

ミリケン判決以後、バス通学に対する最高裁判決は一様ではない。例えば Dayton Board of Education v. Brinkman (433 U.S. 406, 1977) では、過去における意図的な人種差別の記録に照らし、広い救済方法の一環としてバス通学を支持した^⑯。一九五七年以来下級審の判決が繰り返され、結局最高裁にもち込まれた Evans v. Buchanan (434 U.S. 880, 1977; 446 U.S. 923, 1980) では、バス通学は拒否された^⑰。

このように最高裁の姿勢が一定しない中で、七〇年代初期に最高潮に達したバス通学論争は下火となり、教育面でのアファーマティブ・アクションであるバス通学への支持は減退していく。この趨勢は総じて平等条項の解釈に当てはめられる。例えば、コロンビア区の警察署側と、警察官採用試験に失敗した黒人を含むデイス(Alfred E. Davis)らとの訴訟事件 *Washington v. Davis* (426 U. S. 229, 96 S. Ct. 2040, 1976) では、こう判決されている。黒人が雇用テストに失敗しても、試験に関する解釈や実施において人種差別の証拠がなければ、修正第十四条の下でその雇用テストは無効とはならない、と。また、「逆差別」問題としてわが国の新聞・雑誌面をにぎわした *Regent of the University of California v. Bakke* (438 U. S. 265, S. Ct. 2733, 1978) ㉞、時代の趨勢を物語る。ベトナム従軍の経歴をもつ航空宇宙技師で医師志望のバッキー(Allan Bakke)が医学部入学を認められた事件であり、最高裁は五―四の多数意見でこう判決した。人種は合格者の決定にあたり、学校で考慮される多くの要因の一つだろうが、特定枠の設定などは憲法の平等条項に違反する、と。いまバッキー判決を紹介する必要はない。だが記憶にとどめたいのは、審理を接戦にもち込んだ少数意見である。かつてNAACPの重要スタッフとして、ブラウン事件で黒人控訴人弁護のため奮闘し、ジョンソン大統領により最高裁史上初めての黒人判事に任命されたサージェント・マーシャル(Thurgood Marshall 在職一九六七―九二)は、このバッキー判決でも反対意見を熱烈にぶった。多数意見は次のようであった。黒人も偏見に直面したエスニックなのだから、他のエスニック・グループと同様、勤勉と個人の努力とによって偏見を克服すべきだ、と。だがマーシャルは反論した。「アメリカでの黒人の経験は程度モダンにおいてではなく、本質クエスにおいて他のエスニック・グループの経験と異なっている」「偉大なるつぼとされた」と。マーシャルと同年齢で穏健派と目されたブラックマン判事(Harry A. Blackmun 在職一九七〇)も、次のように深刻な反対意見を披れきしている。「アファーマティブ・アクションのプログラムを人種的に中立な方法で取り決め、かつ成功させるのは不可能だと思う。そうあることを求めるのは、不可能を要求することである。人種の差別感を乗り越

えるためには、われわれはまず人種を考慮に入れなければならない。ほかに道はない」と。マーシャル判事らの意見が少数意見にとどまったことを思えば、ブラウン判決からバッキー判決に至る二〇年程度の間に、いかに最高裁の空気が、またいかに時代のクライマックス・オブ・オピニオンが変容したかを察することができよう。

このことは、白人層の意識調査にも反映している。一九七七年、ハリス世論調査は次の結果を発表した。人種差別が存続しているとした白人は三三パーセントで、なお白人の五五パーセントは、黒人による平等要求が「せつちか過ぎる」と思っている、以上であった。^⑭ 人権擁護運動の主目的はすでに達せられた。法の下における全市民の平等の権利、という大義名分以上に進もうとする新しい措置には抵抗する——少なくとも白人層の過半数はこう考えていた。八〇年のギャラップ世論調査によれば、雇用および大学進学において黒人優先措置を支持したのは一〇パーセント程度だったという。^⑮ 事実カーター政権末期までに、人種統合への反対はとくに北部で広がっており、裁判所命令のバス通学や雇用上のアフーマテイブ・アクションに反対する社会的保守派勢力が、かつての民主党支持から共和党支持への転向者を含めて、滔々たる勢力を示していたのであった。

- ① その解説については、ニクソン政権前期に保健・教育・福祉省の Civil Rights Compliance 局長を務めた Panetta の著書 *Leon E. Panetta and Peter Call, Bring Us Together: The Nixon Team and the Civil Rights Retreat, 1971*。また Hanes Walton, Jr., *When the Marching Stopped: The Politics of Civil Rights Regulatory Agencies* (1988), pp. 73-74. 参照。
- ② *Public Papers of the Presidents, Richard M. Nixon, 1971* (1972), p. 597.
- ③ *Ibid.*, 1972, pp. 429-430.
- ④ *Ibid.*, p. 431.
- ⑤ Richard Polenber, *One Nation Divisible: Class, Race, and Ethnicity in the United States Since 1938* (1980), p. 289; Gary Orfield, *Must We Bus?: Segregated Schools and National Policy* (1978), p. 116.
- ⑥ *Ravitch, op. cit.*, p. 179. ただし「白人脱出」原因の複雑さについては Orfield, *ibid.*, pp. 99-101; Ravitch, pp. 179-180.
- ⑦ Kelly and Harbison, *op. cit.*, p. 1004.
- ⑧ 402 U.S. 1, 91 S. Ct. 1267, at 1283.
- ⑨ 413 U.S. 189, at 585.
- ⑩ *Ibid.*, at 589.
- ⑪ *Ravitch, op. cit.*, p. 178.
- ⑫ 418 U.S. 717, 94 S. Ct. 3112, at 3131.

¹⁴ *Ibid.*, at 3125.

(1984), Part Four に優れた解説がある。

¹⁵ Quoted in Steven F. Lawson, "E Pluribus Unum: Civil Rights and National Unity," in Brenner et al., eds., *op. cit.*, p. 58.

¹⁷ 438 U.S. 265, S. Ct. 2733, at 2804.

¹⁶ *Ibid.*, at 2807.

¹⁸ Dayton 424 U.S. Evans 同事件判決 376 U.S. 57 Raymond Wolters,

¹⁸ Quoted in Lawson, *op. cit.*, p. 64.

The Burden of Brown: Thirty Years of School Desegregation

²⁰ Quoted in Wolters, *op. cit.*, p. 277.

むしろに代えて 保守戦略の継承の中で

1 レーガン政権の体質

レーガンが大統領選挙に大勝した一九八〇年当時、黒人の相当部分では中産階級に属し、黒人勤労者の三分の一はホワイト・カラーないしこれに近い仕事に従事していた。評論家の中には「黒人の充実した成功物語」と表現する者もあったが、ただ陽の当たる部分だけを見て、黒人人口の大半が低い経済的地位に停滞していた事実を見落としてはならない。当時、黒人家族は白人家族収入の平均五八パーセント程度であり、一〇数年前、「貧困への戦い」が始められた頃の平均五六パーセントに較べて、わずかな改善にすぎなかった。さらに悪いことには、その一〇数年間に黒人の失業率は九・六パーセントから一三・一パーセントへと増大し、一九七五―七六年には一三・九パーセントと不況期のレベルに達した。生活が貧困ライン以下の黒人は、白人の一〇パーセントに比して三〇パーセントにものぼっていた。エコノミストたちによれば、この状態は黒人母子家庭の増加（六五年の約二四パーセントから八〇年の四〇パーセント）に原因があり、貧困な黒人家族の約三分の二は母子家庭に属するとされた。^①

黒人をはじめ人種マイノリティがこのような実情にある中で、アファーマティブ・アクションを白人に対する逆差別と同一視し、能力に基づく競争社会の原則を説く保守派諸力のスポークスマンとして、レーガン政権は登場した。連邦事業の請負業者に対してマイノリティ雇用のガイドラインをゆるめたり、法廷では雇用上の人種優先枠に反対の審理を歓迎し

たり、裁判所命令のパス通学についても、反対かまたはこれに距離を置く姿勢を取ったのは、この政権の体質をよく示している。政権前期から後期初めにかけて、アファーマティブ・アクション方針の実施は七五パーセント以上も減少したという。^②レーガン政権におけるマイノリティの権利問題については稿を改める機会もあろうが、ここでは、この政権の体質を二、三指摘するにとどめたい。

その一つは、法務省市民的権利部局の意向である。政権前期に同部局の長を務めたレイノルズ(William B. Reynolds)は、初めて議会の小委員会に臨んだ一九八一年九月にこう発言している。「われわれはもはや人種、性、出身国、または宗教に基づく差別優先措置の……優先枠やその他のいかなる数字上・統計上の方式をも主張したり支持したりするものではない」と。また八三年二月、アトランタでの南部教育財団集会でも、「本政権は個性化され皮膚の色意識のない裁決という原理にコミットしているのであり、優先枠はこの観念と根本的に一致しない」旨の講演を行なった。^③レイノルズは大統領顧問ミーズ(Edwin Meese)が一九八五年、法務長官に転じた後、司法副次官に昇進して省内でナンバー・スリーの権力をもった論客であり、彼の発言内容はアファーマティブ・アクションに対するレーガン政権の立場を代弁したといっている。

保守体質の二つ目は、合衆国市民的権利委員会(United States Civil Rights Commission 以下、USCRCと略)の改組に至る事情である。この件については多少の予備知識を必要とする。

もともとUSCRCは、旧南部連合諸州で「マッシュ・レジスタンス」が進行中の一九五七年九月、「再建期」以降初めての市民的権利法によって連邦行政部に設置され、上院の承認を得て大統領任命の委員六名から構成された超党派組織である。超党派とは、委員三名以上が同一政党に属してはならないという意味であり、州に対する権限としては、州市民から構成された、知事ほか州・地方公共団体代表の諮問機関を設置することが認められていた。USCRCといい州諮問委員会といい、その任務は市民としての権利の侵害を調査・公表し、権利の増進に寄与しようとした点にある。次いで一九

六四年市民的権利法で、U S C R C の調査権と調査領域は数段と拡大された。調査領域は選挙権、教育、住宅、雇用、裁判などの多方面にわたり、市民的権利に関する真に全国的調査・広報機関として機能したが、さらに七二年には性差別、七八年には高齢ないし身体障害による差別へと調査範囲を拡大して、おびただしい報告書を作成した。右翼勢力から不断の圧力を受けつつも、議会、大統領、関係省庁に卒直な意見を具申し、時には政府批判にやぶさかでなかったU S C R C の意義は大きい。^④

問題はその改組である。政権前期も後半に入った一九八三年の初めから秋にかけて、人権擁護諸団体は、裁判所命令のパス通学や雇用上のアファーマティブ・アクションに反対の政府路線に非難の声を高めていた。またU S C R C の中にも、非白人マイノリティや女性に対するこの政権の方針に批判が高まっていた。^⑤

高まる非難や批判の中でレーガンは、U S C R C リベラル派委員三名の解任を通告し、代わりに保守派の白人委員三名を任命したほか（五月）、上院の承認が得られないうちに、直ちの委員交代を命じた（一〇月）。U S C R C の歴史において、本人の承諾を得て委員長を交代させた例はニクソン政権期にあり、当時その交代は先例のない措置だと見なされていたが、レーガン政権では八一年に委員長と委員の更迭が、そして今また委員の更迭が繰り返されたわけである。解任された委員三名中の二名は、ワシントン連邦地方裁判所に提訴した。提訴理由は、U S C R C がホワイトハウスと別個独立の機関であるのを議会が意図している以上、独断で委員を解任する権限は大統領にはないという内容であり、同地裁も解任の暫定的差止め命令を行なった。しかもこの間、レーガンによる新任委員の承認問題、なかならず彼らの任期を終身にするというレーガンの発言をめぐる、上院では論争が繰り返されていた。そして結局、大統領と下院実力者との承諾のもと上院で作成された妥協案により、行き詰まった事態も打開された。U S C R C 委員を八名として、四名は議会が選び、委員長を含めて四名は大統領が選び、四名以上は同一政党に属さず、かつ委員は理由があつてのみ解任できる、というものであった。そしてこの改組によって、レーガン任命の委員三名は上院の承認を受け、さらに新委員長には、八一年来在任の

保守派の黒人クラレンス・ペンドルトン (Clarence Pendleton) が返り咲いた。彼は、アフーマティブ・アクションに強硬反対で知られた人物である。^⑤ この改組について、市民的権利にかかわる連邦規制諸機関に詳しいある政治学者はこう論評している。

レーガン大統領は……委員会の方向を変える新しいリーダーシップを創出した。彼は、ペンドルトンを長とする委員会が人種および性の差別を調査することを止め、その研究と報告書の発行を差し止めることを周知させた。事実、委員会は問題点とその解決を定義し直した。新委員会はいこう言明している——人権運動のリーダーたちは問題児であって、沈黙へと抑え込まれるか、または黒人社会での指導的役割から排除されるべきである、と。^⑦

さて保守体質の第三としては、連邦裁判官の選択にあたっての措置である。フランクリン・ローズベルト以降、歴代ほどの大統領よりも連邦判事の適性、なかんずく思想傾向を重視したレーガンは、新判事の任命に新しい方法を用いた。過去において判事選択の責任は法務省に委ねられていたが、レーガンは就任後まもなく政治的優先課題の一つとして、この責任を法務省からホワイトハウスに移し、大統領顧問ミーズに業務を託した。レーガンが新任した判事は一九八八年三月時点で三六七名、ローズベルトおよびアイゼンハワーの任命者に次いで連邦判事中に多数を占めたが、黒人の任命は一・六パーセントの六名にとどまった。前任カーター大統領の場合、任命者二五八名中、黒人が一四・七パーセントで三七名という状況とは大きな相違である。新判事のほとんどは富裕な白人男性、かつ共和党所属からなり、カーター政権の任命者に較べて著しく保守的、中には超保守派も存在した。^⑧ 彼らが総じて、アフーマティブ・アクションに敵対的ないし批判的だったのは想像に難くない。

2 求められる意識変革

最高裁自体も、レーンクイスト判事 (William H. Rehnquist 在職一九七二—) が新長官に就任した一九八六年以降、新任

の二名を加えて保守志向を一層鮮明にした。この新長官は名だたる強硬保守派で、かつてニクソン大統領により「南部戦略」の一環として最高裁に送り込まれた人物である。新長官の承認をめぐる上院票決は六五—三三、最高裁判事に承認された者の中では史上最高の反対票であった。ちなみに、共和党上院議員による反対は二票だけだったが、賛成票を投じた民主党議員が一六名あり、うち一二名が南部選出議員だったという事実は、ニクソンに始まりレーガンで復活された「南部戦略」の持続性を知るうえで興味深い^⑨。もちろん、裁判官の行動パターンを画一化するのは妥当ではない。にもかかわらず在任中のホワイト判事(Bryon R. White ケネディ任命)に加え、四名の新判事任命で(八一年のオコーナー女史 Sandra D. O'Connor、八六年のレーンクイスト長官、同年のスカリア Antonin Scalia、八八年のケネディ Anthony M. Kennedy)、レーガンによる最高裁の保守化戦略は功を奏したのであった。ただし保守化戦略によって、最高裁の中に意見の不一致が目立ったという反面も見落としてはなるまい。レーンクイスト判事が長官になった一九八六年開廷期には、審理した訴訟事件の優に三〇パーセントを超える四三件が五—四の票差だったという^⑩。

レーンクイスト・コートの保守体質は、市民的権利回復法(Civil Rights Restoration Act)成立のさいにもはっきり表われている。この法律は、人種および性の差別を行う公益目的の団体には一九六四年市民的権利法に従って、連邦補助金を与えないとする政府慣行を回復し、マイノリティ、女性、高齢者、身障者への保護を拡大する内容であるが、八四年に下院を通過しながら上院をパスせず、立ち往生を続けていた。この法案が八八年三月には大差で両院を通過し、レーガン大統領の拒否権を乗り越えたのである^⑪。これに対し、連邦補助金の不許可は公益団体内で人種ないし性の差別を行う特定プログラムや特定活動が対象なのであって、当該団体全体に対してではないとする最高裁は、市民的権利回復法が成立した翌月、一〇年以上前に判決が下された *Runyon v. McCrary* (427 U.S. 160, 1976) の再審を五—四で決定した。ランヨン訴訟は、バージニア州アーリントンの私立学校に通う黒人生徒の両親が学校経営者を相手取った事件で、判決は以下の通り——白人が享有する契約作成・実施の権利と同じ権利を各州すべての個人に与えるとした一八六六年市民的権利法(初め

ての市民的権利法)に基づいて、私立学校での黒人入学拒否を禁じ、学校、雇用その他で人種差別を行なった民間人に対する損害賠償訴訟を認めた。人権擁護団体にとって、それは人種差別反対の法的武器として評価されてきた判決である。この重要判決がなぜ再審となるのか。反対意見に回ったブレナン、マーシャルなど四名の判事は、最高裁の多数意見がマイノリティの信条や最高裁自体の公正を傷つけるのではないかと懸念したという^⑫。

最高裁の保守体質はブッシュ政権期にさらに強められる。二人残ったリベラル派の一人、ブレナン判事は九〇年に退任して、無名に近い裁判官スーター(David H. Souter)が送り込まれたし、九一年には、リベラル派として最後まで残ったマーシャル判事が退任した後、保守派の黒人裁判官クラレンス・トーマス(Clarence Thomas)が僅少差で上院の承認を得た。レーガン政権の前期、雇用機会均等委員会(EOC一九六四年市民的権利法第七編により設置)委員長の経歴をもつこの新判事は、能力に基づく競争社会の原則に即して自助を強調し、アフアーマティブ・アクションを批判してきた人物である。最高裁判事九名中の七名が保守派を構成するという現状において、レーガン時代に進歩した、いやニクソン時代に緒についた司法の保守化戦略はほぼ完成に近いとみられる。

レーガンの「保守革命」を継承しつつ社会的弱者に配慮し、社会に調和をもたらそうと謳ったブッシュ政権にも、前政権からのツケが堆積している。ヒスパニック系やアジア系人口の急増、ユダヤ人ほか白人エスニックの反黒人感情、黒人社会内での階級対立の広がり、等々、人種的・階級的なきしみが重層的に目立っている。こうした風土の中で、一九八六年以降民主党が制する議会上院は九〇年一〇月、非白人マイノリティや女性の差別に関する訴訟の促進を主な内容とする市民的権利法案を承認した。ブッシュは、それが企業に対して実質的な人種優先枠を強制するものだととして、拒否権行使した。三分の二の多数決に足りないわずか一票差で、上院は大統領の拒否権を乗り越えられなかったが、次いで九一年六月に下院は、差別に関する雇用者の責任をこれまで以上に明確化した、民主党提出の新しい市民的権利法案を可決し、白人に対する「逆差別」を憲法違反とした近年の最高裁判決に対抗する姿勢を取った。今回もブッシュは拒否の構えをみ

せたが、結局一月には署名し、本法は発効のはこびとなった。^⑭ ブッシュの妥協は、九二年の大統領選挙を前に、黒人層の支持をつなぎとめる一方、重要な支持基盤である共和党保守派のアフーマティブ・アクション反対論にも配慮せざるをえない、その微妙な立場を反映したといえよう。ブッシュ政権が出航にあたつて公約した社会的弱者への配慮は、建前だけに終わつてよいのだろうか。

ある評論家や学者たちには次のような意見がある。黒人中産階級の増加にともなう黒人の政治的かつ教育面での向上は、不断に存在する不平等の要因を説明するうえで人種的要因が重要でなくなったことを意味する。黒人と白人の間のギャップは人種的差別に由来するよりも、むしろ経済市場の作用による。ジムクロウイズムが打破されてからは、黒人の前進・向上を抑止したのは低収入層全般の前進・向上を抑止したと同じ理由、すなわち現代産業国家における不安定な経済成長と経済構造の変化そのものにある。それゆえテクノロジリーなりオートメーションなりが、黒人と白人双方の就労や求職に一樣のインパクトを与えたのであり、アフーマティブ・アクションのごときは問題解決としてほとんど役立たない。それどころか、皮膚の色の違いを不平等の要因だと幻想することによって、アフーマティブ・アクションの諸プログラムは、これに組み込まれない別の黒人層の経済的衰退を助長したし、さらには、経済闘争で同じ戦線を張りうる白人低収入層との政治的連繫を断ち切つてしまったのだ、と。^⑮

以上の意見は肯けいにあたる。ただここであえて問い返したいのは、アメリカ史を貫いて根が深い黒人差別や反黒人感情を反映した経済体制において、たとえ今日がテクノロジリーなりオートメーションなりの時代だとはいえ、人種問題と階級問題とは容易には切り離せられないのではないか、という疑問である。確かに人種差別主義に対する個々の法令は実質的に消滅したが、社会慣習の中には依然として人種の偏見や対立が存在する。そのインパクトはどう解釈したらよいのだろうか。

この点で、レーガンが二度目の地滑りの勝利を収めた一九八四年大統領選挙は再訪に値しよう。当時、シカゴやフィデルフィアなど北部諸都市での黒人市長の誕生は、白人中産階級による郊外への脱出や、白人政治指導者たちによる共和党への脱走を助長していたが、民主党大統領候補の指名を左右しかねない存在として、初めて黒人のジャクソン牧師(Jesse Jackson)が出馬したことは、南部白人にとって脅威であった。南部政治に詳しい評論家のバス(Back Bass)は言う。「ジャクソン出馬の効果は階級意識よりも人種意識を浮揚させることにあった」。「レーガンは白人がもつ偏見に訴え、彼らを品位ある者に仕立てた。社会的プログラムを削減するという彼の公約は、一個の法規であるように受け入れられるだろう」と。大統領選挙の翌年、北はデトロイト市の郊外、白人ブルー・カラー社会での、投票結果を調査した民主党世論調査団「アナリス・グループ」の長グリーンバーグ(Stanley Greenberg)も、次のような結論に達している。投票にあたり民主党支持からの転向者たちは、「黒人に対して強い嫌悪を抱いており、この感情が政治・行政に関する彼らの考えのほとんどすべてに浸透している」と。三〇歳代から四〇歳代前半にいたる労働組合員の間でのレーガン支持についても、理由の一つとしてグリーンバーグは人種的感情の強さを挙げている。^⑩ ジャクソンの出馬は、社会慣習の中に蔽存する人種の偏見や対立を浮き彫りにしたといえるであろう。

今日のアメリカにおいて、機会の平等は法的に保障されておりながら、社会慣習に根づく偏見や対立は解消されていない。かつてバッキー判決のさい、穏健派で知られたブラックマン判事はこう少数意見を披れきした。「人種の差別感を取り越えるためには、われわれはまず人種を考慮に入れなければならない。ほかに道はない」と。その思いは、同僚でありリベラル派として知られたマーシャル判事にも共通していた。彼は九一年夏に引退したが、数年前、つまりブッシュが大統領に就任した八九年の秋、連邦裁判官の会合でこう所信を述べている。近年の裁判所判決は「マイノリティーズの市民の権利だけでなく、全市民の市民的権利をも危うくした」と。^⑪ 何が時代の憲法論議のマトなのかを明確にし、偉大な訴訟弁護人の一人として歴史に名を残すだろうマーシャルの発言は、単に連邦裁判官だけでなく、為政者を含めてアメリカ国

民全体が心に留めるべき警告ではないか。

- ① Chate, "The End of One Struggle, the Beginning of Another" in Charles W. Eagles, ed., *The Civil Rights Movement in America* (1986), p. 141; Lawson, *op. cit.*, pp. 65-66, Table 1; Polenber, *op. cit.*, p. 275.
- ② Chate, *ibid.*, p. 147.
- ③ *The New Republic* (August 29, 1983), p. 8; Reynolds, "The Administration's Approach to Desegregation of Public Higher Education," *American Education* (May 1983), p. 22.
- ④ このころの議論については Bernard Schwartz, ed., *Statutory History of the United States Civil Rights, Part II* (1970), pp. 840-846, 1030-1034. 初期の活動については本誌頁を参照。最初の訴訟については Foster Rhea Dulles, *The Civil Rights Commission: 1957-1965* (1968) 参照。
- ⑤ 国政運営にひびく高級官吏の任用も争点の一つ。カーター前政権では黒人任用率が「ニ・ニ・セ・セ・セ」女性「二・二・ニ・ニ・セ・セ・セ」系四・一・ニ・ニ・セ・セ・セだったが、レーガン政権では黒人が四・一・ニ・ニ・セ・セ・セ女性八・二・ニ・ニ・セ・セ・セ系三・一・ニ・ニ・セ・セ・セと低下した。 Cf. Robert Dallek, *Ronald Reagan: The Politics of Symbolism* (1984), p. 82.
- ⑥ 政組過程の明快な解説については James C. Harvey, "Civil Rights, Blacks and the Reagan Administration," in Mfanya D. Tryman, ed., *Institutional Racism and Black America: Challenges, Choices, Change*, Vol. 1 (1986), pp. 177-179.
- ⑦ Walton, Jr., *op. cit.*, p. 143.
- ⑧ Lincoln Caplan, "The Reagan Challenge to the Rule of Law," in Sidney Blumenthal and Thomas B. Edsall, eds., *The Reagan Legacy* (1986), pp. 231-232.; C. Calvin Smith, "The Civil Rights Legacy of Ronald Reagan," *The Western Journal of Black Studies*, Vol. 14, No. 2 (1990), p. 112.
- ⑨ Smith, *ibid.*, p. 111.
- ⑩ Caplan, *op. cit.*, p. 242.
- ⑪ *Current History*, May 1988, p. 240. 本誌については Walton, Jr., *op. cit.*, pp. 203-212 (Appendix E) 参照。八四年本誌の提出した同年の最高裁判決 *Grove city College v. Bell* (465 U.S. 555) を破棄するのかわらう。またこの訴訟は「私立の共済のメンバーシップグループ・メンバー大学側が連邦教育省長官側を相手取った事件」。
- ⑫ Smith, *op. cit.*, pp. 111-112.
- ⑬ *Current History*, December 1990, p. 444.
- ⑭ *Ibid.*, September 1991, p. 298, January 1992, p. 48.
- ⑮ Cf. Lawson, *op. cit.*, pp. 66-67.
- ⑯ Cf. John B. Judis, "Conservatism and the Price of Success," in *The Reagan Legacy, op. cit.*, pp. 150-151.
- ⑰ *Current History*, November 1989, p. 416.

（京都大学名誉教授

）

American Federal Authority and the Issue of Human Rights

—a discussion of the measures taken
to promote racially mixed education—

by

IMAZU Akira

The abolition of the racially segregated education system in public schools in the context of the need to unify the nation became an important policy issue in postwar America. But because the power and the responsibility to deal with educational problems had been historically entrusted to the state government, the intervention of the federal authority provoked a constitutional controversy and aroused a large scale resistance movement on the part of Southern states. The Federal Judiciary, as bearer of federal authority, succeeded in overcoming the doctrine of state "interposition" which was used as a shield by the South. However, as racially mixed education did not make much smooth progress, all the three branches of federal authority at the time of the Johnson administration made efforts to swiftly enforce mixed education. Nevertheless, in the metropolitan areas in the North-East and Mid-West for example, racial relations displayed an increasingly complicated pattern, and affirmative action in the field of education reached its ebb tide in the mid-seventies and the former prime mover, the Supreme Court itself, was on the verge of its stance. One could say that the contention of the white majority, who looked upon the affirmative action as reverse discrimination, was being reflected in politics. In the leading nations of the world the eighties was a period in which policies shifted to the right, and also in America where the conservative line continues from Reagan to Bush, the issue of human rights of all citizens is actually being put to question. Although equal protection is guaranteed by the constitution and racism has legally been extinguished, the problem remains how to break down biases embedded in societal institutions.